

千葉県パラリンピック聖火リレー準備委員会規約

令和元年7月5日施行

(名称)

第1条 本会は、千葉県パラリンピック聖火リレー準備委員会（以下「パラリンピック準備委員会」という。）と称する。

なお、パラリンピック準備委員会は地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(目的)

第2条 パラリンピック準備委員会は、東京パラリンピック競技大会をオール千葉で盛り上げ、次世代を担う子どもたちが夢と希望を育める共生社会の実現に資するため、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に協力して、本県における東京2020パラリンピック聖火リレー（以下「パラリンピック聖火リレー」という。）の準備・検討を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 パラリンピック準備委員会は、前条の目的を達成するために次の事項を所掌する。

- (1) パラリンピック聖火リレーにおける採火及び採火式並びに集火及び集火式に関すること。
- (2) パラリンピック聖火リレーにおける出立式に関すること。
- (3) パラリンピック聖火リレーの県内ルート（案）の選定（聖火ビジットを含む。）に関すること。
- (4) パラリンピック聖火リレーのランナー選考に関すること。
- (5) その他、千葉県内におけるパラリンピック聖火リレーの準備に係る必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 パラリンピック準備委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役員)

第5条 パラリンピック準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、千葉県副知事の職にある者を充てる。
- 3 副会長は、会長が指名した者とする。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、パラリンピック準備委員会を代表し、業務を総括する。
- 2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

- 第7条 会長は、パラリンピック準備委員会に部会を置くことができる。
- 2 部会の運営については、別に定める。

(会議)

- 第8条 パラリンピック準備委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 パラリンピック準備委員会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 3 会長が必要と認めるときは、議事に関係又は専門的知識を有する者等を本委員会に出席させ、その意見を徴することができる。
- 4 パラリンピック準備委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された決議事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。
- 5 パラリンピック準備委員会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(任期)

- 第9条 委員の任期は、委嘱の日からパラリンピック準備委員会が解散する日までとする。ただし、委員が委嘱時におけるそれぞれの所属機関・団体の役職を離れたときは、その時点で委員の職を失い、後任者が残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて委員を補充することができる。
- 3 会長は、前項の規定により委員の職を解き、又は補充したときは、これを次の会議に報告し、その同意を得るものとする。

(ルールの遵守)

- 第10条 パラリンピック準備委員会及び委員は、国際パラリンピック委員会（IPC）や組織委員会が別途定めるガイドラインなどに則して第3条に定める事務を進めるものとする。

(守秘義務)

- 第11条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（本委員会の資料の内容のほか、本委員会における議事内容等を含むが、これらに限られない。）について、その秘密を保持しなければならない。パラリンピ

ック準備委員会及び組織委員会から事前に書面による承諾を得た場合を除き、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(議事及び資料の公開)

第12条 パラリンピック準備委員会の議事内容及び資料は非公開とする。

(事務局)

第13条 パラリンピック準備委員会の事務局は、千葉県環境生活部オリンピック・パラリンピック推進局開催準備課に置く。

(解散)

第14条 パラリンピック準備委員会は第2条の目的を達したときは、解散する。

(存続条項)

第15条 パラリンピック準備委員会が解散した場合においても、第11条(守秘義務)については、有効に存続する。

(補則)

第16条 パラリンピック準備委員会の運営に関して必要な事項は、本規約に定めるもののほか、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本規約は、パラリンピック準備委員会の設立の日から施行する。
- 2 本規約は、令和元年7月31日から施行する。

別表(第4条関係)

千葉県副知事
千葉県教育委員会教育長
千葉県警察本部警備部長
千葉県警察本部交通部長
千葉県市長会会長
千葉県町村会会長
一般社団法人 千葉県障がい者スポーツ協会会長
千葉市副市長